

平成26年環境省令第21号 第2条自然環境保全法施行規則の一部改正との対比表

自然環境保全法施行規則の一部改正		高知県自然環境保全条例施行規則の一部改正	
第3条	原生自然環境保全地区内における行為の制限の対象とならない行為	—	原生自然環境保全地区無し
第19条	特別地区内における許可等を要しない行為	第16条	特別地区内で許可等を要しない行為 別表第3に定めるとおりとする。
追加 第9号二	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。	追加 別表第3 の9の(4)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
追加 第9号ロ	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。	追加 別表第3 の9の(2)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。